

「広島県外来医療計画（仮称）」の骨子案

資料五

外来医療に係る医療提供体制

① 診療所医師数に基づく診療所偏在状況を示す指標の算出
・地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握を行うため、医師偏在指標と同じ要素を考慮した偏在指標を国が作成

② 外来医師多数地域の設定
・外来医師偏在指標の全国上位 33.3%に該当する二次保健医療圏を外来医師多数区域に設定する。

● 広島県：119.1（12位・上位 33.3%内）
※ 対全国平均 + 12.8（全国：106.3）
↑ 上位 33.3%

Prefecture	Number of Outpatient Physicians
福山・府中	95.2
備北	97.3
尾三	105.0
广島中央	108.3
广岛西	116.6
广岛	125.8
吴	132.8
府中	125.8
福山・府中	119.1

外来医療の状況 《暫定》

- 地域で中心的に外来医療を担う無床診療所の開設状況が都市部に偏っている
- 診療所における診療科の専門分化が進んでいる
- 救急医療提供体制の構築、グループ診療の実施、放射線装置の共同利用等の医療機関の連携の取組が、地域で個々の医療機関の自主的な取組に委ねられている

外来医療計画の内容（2020年度～2023年度）

計画の目的

- 地域の医療資源や医療ニーズを「可視化」して情報提供を行うことで、『地域で不足する医療機能』を充足させるための枠組みを整備する。
- また、医療機器の効率的な活用のため、同様の情報提供を行い、医療機器の共同利用を推進する。
- 外来医療計画の内容は、国が示す「外来医療計画策定ガイドライン」を踏まえたものとする。
- 外来医療に係る医療提供体制及び医療機器の効率的な活用に係る「協議の場」については、各二次保健医療圏に設置する地域医療構想調整会議を活用するものとする。
- 外来医療計画は、広島県保健医療計画の第2章「安心できる保健医療体制の構築」に「外来医療に係る医療提供体制」として追加する。（※ 5 病院 5 事業、在宅の次に記載）

I 外来医療提供体制の協議及び協議を踏まえた取組

- 外来医療計画には、二次保健医療圏ごとに最低限、次の事項を盛り込むこととする。

① 外来医師多数区域 の設定（可視化）	○ 二次保健医療圏ごとの外来医師偏在指標、外来医師多数区域の情報や医療機関のマッピング情報を整理して記載
② 新規開業者等へ情 報提供	○ 外来医師多数区域で、新規開業者に「地域で不足する外来医療機能」※1を担うことを探める。 ※ 1 夜間や休日等における初期救急医療、在宅医療、産業医・学校医・予防接種等の公衆衛生、地域医療として対策が必要な外来医療機能など

③ 外来医療に係る協 議の場の設置	○ 「地域で不足する外来医療機能」の充足に向けた方策について議論する。 i 外来医療に係る医療提供体制の現状と将来目指すべき姿の認識共有 ii 外来医療に係る医療提供体制に関する対策を実施する上で課題の抽出 iii 具体的な医療機能への参加、連携等の在り方について議論 iv 地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業の議論
----------------------	--

II 医療機器の効率的な活用に係る計画

- 医療機器※2の配置状況を可視化する指標を作成し、医療機器の効率的な共同利用等に係る協議を行い、二次保健医療圏ごとに次の事項を外来医療計画に盛り込むこととする。

- ・ 医療機器の配置状況に関する情報
- ・ 医療機器の保有状況等に関する情報
- ・ 区域ごとの共同利用の方針
- ・ 共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセス

※ 2 CT, MRI, PET, 放射線治療並びにマンモグラフィなど

成果等の検証

- 課題ごとの目標や指標を設定することで、計画期間内に定期的に達成可能な状況で進捗しているかを確認する。

保健医療
計画部会
【第1回】
骨子案検討

医療機器、医療機器の配置状況の可視化等
外来医療・医療機器のデータ収集・分析等

【第2回】
素案検討

最終案検討
(本書報告)

パブコメ

情報提供

「地域で不足する外来医療機能
に関する意見調整」

検討スケジュール

地域医療構想
調整会議